

議案第 9 号

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年9月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例（平成8年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第3条関係）

1 試験手数料

区分		金額（1件）
略		
(2) 実大強度試験	ア 曲げ試験	6,190円に1試験片につき3,880円を加算した金額
	イ 引張試験又は圧縮試験	12,120円に1試験片につき4,800円を加算した金額
略		
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	16,160円に1試験片につき8,020円を加算した金額
	イ 含水率試験	3,760円に1試験片につき400円を加算した金額
略		

別表（第3条関係）

1 試験手数料

区分		金額（1件）
略		
(2) 実大強度試験	曲げ試験又は圧縮試験	4,880円に1試験片につき3,260円を加算した金額
略		
(4) 環境試験	含水率試験	3,760円に1試験片につき400円を加算した金額
略		

2 略

3 機械器具使用料

区分	金額
小型強度試験機	1時間につき 240円
パネル強度試験機	1時間につき 410円
実大強度試験機	1時間につき 1,570円
恒温器	1時間につき 140円
その他の機械器具	設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

2 略

3 機械器具使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。